

3. 介護報酬等にかかる留意点について

■令和3年度介護報酬改定の概要

(全サービス共通事項)

■感染症対策の強化【令和5年度末で経過措置期間終了】

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。

■業務継続に向けた取組の強化【令和5年度末で経過措置期間終了】

感染症や災害が発生した場合でも必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた取り組みとして業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。

➡厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症発生時」及び「自然災害発生時」の業務継続ガイドライン」を参照

■ハラスメント対策の強化

適切なハラスメント対策を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求める。

➡厚生労働省の「ハラスメント対策マニュアル」等を参照

■会議や多職種連携におけるICTの活用

運営基準において実施が求められる各種会議等について、感染防止や多職種連携の促進、業務効率化や業務負担減の観点から、テレビ電話等の実施も認めることとする。

■利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。

➡電磁的方法による場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

■記録の保存等に係る見直し

業務負担軽減やローカルルールを解消を図る観点から、事業者における諸記録の保存・交付等について、適切な個人情報の取扱いを求めた上で、電磁的な対応を原則認めることとし、その範囲を明確化する。

➡電磁的方法による場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

■ 運営規程等の掲示に係る見直し

利用者の利便性向上や業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の見やすい場所への掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とする。

■ 高齢者虐待防止の推進【令和5年度末で経過措置期間終了】

利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付ける。

➡虐待の防止に関する措置を講じるほか、上記内容を運営規程にも定める必要あり

■ LIFE 情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進

介護関連データの収集・活用及び PDCA サイクルによる科学的介護を推進していく観点から、全てのサービスについて、LIFE を活用した計画の作成や事業所単位での PDCA サイクルの推進、ケアの質の向上の取組を推奨する。

（居宅介護支援）

■ 質の高いケアマネジメントの推進

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者以下について、居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者に説明を行うことを新たに求める。

・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合

・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

■ 生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応

区分支給限度額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入する。